ヤマハ管楽器安心アフターサポートサービス規約

株式会社ヤマハミュージックジャパン（以下「当社」という）は、当社が運営・提供する「ヤマハ管楽器安心アフターサポート」（以下「本サービス」という）について、次の通り「ヤマハ管楽器安心アフターサポートサービス規約」（以下「本規約」という）を定めます。本規約は、本サービスの内容、利用条件、確認事項、注意事項等について定めたもので、本サービスにかかるお客様と当社との契約として、本サービスをご利用のすべてのお客様に適用されます。本サービスへの加入申込みに際しては、予め本規約の内容をご確認のうえ同意くださいますようお願いいたします。

第１条　本サービスの対象製品

１．本サービスの対象となる製品（以下「対象製品」という）は、日本国内で新品としてご購入いただいた、以下に掲げるヤマハ製の管楽器とします。

ピッコロ、フルート、クラリネット、オーボエ、ファゴット、サクソフォン、トランペット、コルネット、フリューゲルホルン、トロンボーン、ホルン、アルトホルン、バリトン、ユーフォニアム、チューバ、マーチングブラス

２．次の各号に掲げる製品は、本サービスの対象外です。
（1）中古品
（2）学校備品
（3）レンタル・リース品
（4）譲渡・転売品
（5）電子製品
（6）カジュアル管楽器
（7）デジタル管楽器

第２条　本サービスの対象者

１．本サービスをご利用いただけるのは、日本国内で対象製品（新品）をご購入の個人のお客様で、本規約に同意のうえ第４条所定の加入申込手続きをし、当社がこれを承諾した方（以下、単に「お客様」という）とします。

２．お客様が本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、第三者に譲渡し、担保の用に供し、または承継させることができません。

３．前項の定めにかかわらず、対象製品の購入者が未成年者の場合において、第４条第５項及び第６項に基づき親権者等の法定代理人が当該購入者本人に代わって当該加入申込手続きをしたときは、当該法定代理人が、本人のために本人に代わって本サービスの提供を受けることができるものとします。

第３条　本サービスの対象修理・メンテナンス等

本サービスが適用される修理・メンテナンス等は、第４条に基づくお客様の本サービスへの加入申込みを当社が受け付けた後（ただし、第４条第４項に定める審査の結果正当に加入いただけた場合に限るものとし、以下「加入申込受付後」という）、第５条第１項各号の表において定める各サービス適用期間中（以下、個々に、あるいは総称して「本サービス適用期間」という）に、当社指定の安心アフターサポート修理対応店（以下「修理対応店」という）で受け付けたものに限ります。

第４条　本サービスへの加入申込み

１．本サービスへの加入申込手続き（以下「申込手続き」という）は、対象製品の購入者本人が、対象製品購入後１カ月以内に、当社指定の Web フォームで行うものとします。購入者本人以外の者による申込み、及び当該申込期間経過後のお申込みはお受けできません。ただし、別途当社が定める特別の事情のある場合を除きます。

２．本サービスに加入いただくためには、当社が運営する会員サービス「ヤマハミュージックメンバーズ」（以下「YM メンバーズ」という）への登録が必要です。申込手続きに際しては、予め、本規約に加え、YM メンバーズの利用規約についてもご確認・同意のうえ、YM メンバーズへのご登録をお願いいたします。

３．本規約または YM メンバーズの利用規約に反する場合、その他当社が不適当と判断した場合は、本サービスへの加入または YM メンバーズへの登録をお断りします。

４．申込受付手続き後、登録情報に基づいて加入の可否を審査し、ご加入いただけると当社が判断した時点で加入完了とします。ご加入いただけた場合は YM メンバーズ上の所定のページ（申込受付時にお送りする申込受付完了のお知らせメールでご案内するページ）に反映されますのでご確認ください。加入条件を充たさない等ご加入いただけない場合は、その旨電子メールで個別にご連絡します。

５．第１項の定めにかかわらず、対象製品の購入者が未成年者である場合は、本人が親権者等の法定代理人の同意のもと、または当該法定代理人が本人に代わって申込み手続きをするものとします。なお、本人が申込み手続きをした場合は、当該法定代理人の同意があるものとみなします。

６．前項前段に定める場合において、当該法定代理人は、本規約及び YM メンバーズ利用規約に同意の上で申込手続きをするものとします。なお、当該法定代理人が申込み手続きをしたことによりお客様本人に生じる損害について、当社は一切責任を負いません。

第５条　本サービスの内容

１．本サービスは、「ロングランサポート」、「物損保証サポート」、及び「メンテナンス費用サポート」の 3 サービスで構成されます。それぞれのサービス内容は次の各号に定めるとおりとします。

（1）ロングランサポート：
加入申込受付後に発生した故障または損傷・機能不具合（以下「故障等」という）の修理にかかるキャッシュバックサービスで、下表記載の条件を充たすものとします。

ロングランサポート		
対象事項	対象製品の取扱説明書等の注意書きに従った正常な使用状態で生じた故障の修理	
サービス適用期間	始期	終期
	メーカー保証終了翌日	対象製品購入日から５年
キャッシュバック限度額（消費税込）	修理代金をキャッシュバック。ただし、**本サービス適用期間中のロングランサポート累計修理金額**が製品**本体購入価格に至るまで。** なお、購入価格がメーカー希望小売価格を超過した場合はメーカー希望小売価格を限度額とします。	
キャッシュバック適用修理回数	**無制限**	
対象外事由・部品・作業等	① 取扱説明書等の注意書きに従った正常な使用状態以外で生じた損害・機能不具合 ② 組立時の誤りや手入れ不足等により生じた損害・機能不具合 ③ 消耗部品交換（タンポ、コルク、フェルト等） ④ 経時変化または酸化等による塗装面及び金属面の自然な退色・変色、過湿・過乾燥によって生じる故障・損傷及び不具合の修理 ⑤ 連絡バランス・タンポ合わせ・ピストン抜き差し等の調整 ⑥ 定期メンテナンス ⑦ 物損保証サポートが適用される故障 ⑧ 虫食い、ねずみ食い、変質・変色その他類似の事由による故障の場合	

（2）物損保証サポート：
加入申込受付後に発生した故障等の修理にかかるキャッシュバックサービスで、下表記載の条件を充たすものとします。

物損保証サポート		
対象事項	対象製品の偶発・外来の事故(水濡れや衝撃等)に伴う損傷及び機能不具合の修理	
サービス適用期間	始期	終期
	本サービスへの加入申込受付日	対象製品購入日から５年
キャッシュバック限度額（消費税込）	修理代金をキャッシュバック。ただし、**一回５万円まで**	
キャッシュバック適用修理回数	購入日から1年間ごとを各期間として**年間１回**	
対象外事由・部品・作業等	① 取扱説明書等の注意書きに従った正常な使用状態以外で生じた損害・機能不具合 ② 組立時の誤りや手入れ不足等により生じた損害・機能不具合 ③ 消耗部品交換（タンポ、コルク、フェルト等） ④ 経時変化または酸化等による塗装面及び金属面の自然な退色・変色、過湿・過乾燥によって生じる故障・損傷及び不具合の修理 ⑤ 連絡バランス・タンポ合わせ・ピストン抜き差し等の調整 ⑥ 定期メンテナンス ⑦ ロングランサポートが適用される故障 ⑧ 虫食い、ねずみ食い、変質・変色その他類似の事由による故障の場合	

（3）メンテナンス費用サポート：
加入申込受付後に為される対象製品の点検、調整、または「ロングランサポート」及び「物損保証サポート」のいずれも適用されないその他の修理（有償・無償不問。以下「メンテナンス等」という）にかかるデジタルギフト（スマートフォン専用）付与サービスで、下表記載の条件を充たすものとします。

メンテナンス費用サポート		
適用条件	以下のサービス適用期間内に、対象製品のメンテナンス等を修理対応店に依頼いただくこと	
サービス適用期間	始期	終期
	本サービスへの加入申込受付日	対象製品購入日から１年
デジタルギフト付与金額（消費税込）	**一律3,000円相当**	
デジタルギフト付与回数	**１回限り**	

２．当該修理・メンテナンス等において実際に適用される本サービスの区分は、ヤマハ管楽器リペアグレード認定技術者の判断に基づき、当社が決定します。

３．第１項各号に定める本サービス適用期間の「終期」における「対象製品購入日」は、当該対象製品のメーカー保証書に購入日として記載された日付とします。ただし、当該メーカー保証書に日付の記載が無い場合は、領収書（レシート）の発行日とします。

第６条　（ロングランサポート、物損保証サポート共通）修理の申込及びキャッシュバックの申請等

「ロングランサポート」または「物損保証サポート」における修理の申込及びキャッシュバックの申請等については、次の各号に定める通りとします。

（1）本サービス適用期間中に対象製品に故障等が生じた場合、お客様は修理対応店に本サービス加入 ID を提示して修理の依頼をすることとします。
（2）当該サービスを受ける場合は、故障等の発生状況等についてできるだけ詳しくご説明いただきます。ご説明内容が不十分な場合、当該サービスをご提供できないことがあります。
（3）本サービス適用期間中に発生した故障等につきましては、速やかに修理対応店へ修理の予約と依頼をお願いします。
（4）本サービス適用期間中に依頼した修理でも、加入申込受付前に発生した故障等の修理依頼及び当該サービス適用期間終了後に受け付けた修理依頼には、当該サービスは適用されません。
（5）お客様は修理対応店に修理代金をお支払いいただき、修理完了品受取日から１ヵ月以内に、当社が指定する WEB フォームでキャッシュバック申請を行うこととします。キャッシュバック申請を行った時点で当該サービスを利用したものとみなします。
（6）キャッシュバックする金額は、キャッシュバック申請後、当社にてキャッシュバック限度額や修理上限回数を確認した上で最終決定します。
（7）申請内容に不明な点等がある場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。
（8）キャッシュバック限度額を超えた分の修理費用は、キャッシュバックされません。
（9）お客様は、キャッシュバック申請後翌月末までに届く案内メールに従い、当該メールのお客様のメールアドレスが割り当てられたメールサーバ中のメールボックスに読取可能な状態で記録された日とする。以下同じ）から２カ月以内に当社が指定するサービス・方法でキャッシュバックを受け取ることとします。なお、お客様のご都合により期間内にキャッシュバックの受け取りが行われなかった場合、キャッシュバックを受ける権利は失効します。

第７条　（メンテナンス費用サポート）メンテナンス等の申込及びデジタルギフト申請等

「メンテナンス費用サポート」におけるメンテナンス等の申込及びデジタルギフト申請等については、次の各号に定める通りとします。

（1）お客様は、本サービス適用期間中に、修理対応店に本サービス加入 ID を提示してメンテナンス等の依頼をすることとします。
（2）メンテナンス等が有償の場合、当該修理対応店にその代金をお支払いいただきます。メンテナンス完了品受取り日から１ヵ月以内に、当社が指定する WEB フォームでデジタルギフト申請を行うこととします。
（3）申請内容に不明な点等がある場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。
（4）デジタルギフトの付与金額は、メンテナンス等の費用にかかわらず一律 3,000 円相当とし、お客様は当社が指定するサービス・方法でこれを受け取ることとします。
（5）お客様は、デジタルギフト申請後翌月末までに届く案内メールに従い、当該デジタルギフトを受け取るものとします。なお、当該案内メールの到達日をもってお客様へのデジタルギフトの提供が完了したものとみなし、受取期間・有効期間が設定されている場合に期間内にお受け取り・ご利用にならなかったとしても、再付与はいたしません。

第８条　修理付帯費用（出張費用等）の負担

本サービス適用期間内であっても、持込修理の際の移動・輸送に要する費用、送付費用、出張修理の

際の出張に要する費用等はお客様が負担するものとします。

第９条　代替品(製品交換)の提供

１．修理が不可能もしくは、事由を問わず修理が適当では無いと当社が判断した場合は、同製品または当社が指定する同等製品(以下「代替品」といいます)との交換をもって修理に代えるものとし、本サービス適用期間内であっても、これにより本サービスは終了するものとします。

２．代替品の提供にあたって、お客様は当社に対して製品の機種その他の指定を行うことはできないものとします。

３．代替品は本サービスの適用対象外とします。

４．法令に基づき要求される当該製品の廃却処理のために必要な諸経費等はお客様が負担するものとします。

第１０条　本サービスの対象外となる事由（ロングランサポート、物損保証サポート、メンテナンス費用サポート共通）

次のような場合には、本サービス適用期間内でも、本サービスの対象とはなりません。

(1) YM メンバーズ会員を退会された場合

(2) 当社が定める修理対応店以外で修理・メンテナンス等を実施した場合

(3) 第６条または第７条に定める手続き以外で対象製品の修理等を依頼された場合

(4) 修理等の依頼時に、加入 ID の提示がない場合、あるいは内容確認ができない場合

(5) 加入完了メール記載の情報と修理依頼者・修理依頼製品に相違がある場合

第１１条　ロングランサポート、物損保証サポートの対象外となる事由

１．次のような場合には、本サービス適用期間内でも、「ロングランサポート」及び「物損保証サポート」の対象とはなりません。

(1) 対象製品の取扱説明書に記載された、お手入れ、調整等の範囲に該当する場合

(2) 通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲（外観不良、変質、変色、退色、錆、傷、カビ、やつれ、その他類似の事由）に該当する場合

(3) 通常の修補を要する範囲を超えて不相当に高額な部品交換等をされた場合

(4) 直接的、間接的に関わらず、次に掲げる事由によって生じた対象製品の故障等

① 管理の不備、増設または改造行為等によって生じた対象製品の故障

② 使用上の誤り（取扱説明書記載以外の使用）、維持・管理の不備または改造

③ 地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・水害・風害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害

④ 火災・落雷・爆発による対象製品の故障等

⑤ 盗難、置き忘れまたは紛失による場合

⑥ 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂成物を含む）の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑦ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）

⑧ 故意・意図的な行為、過失、乱用による対象製品の取扱いまたは使用により故障等が生じた場合

⑨ 対象製品がリコールされ、リコールの原因となった部位に故障等が生じた場合

⑩ 対象製品が日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼の場合

⑪ 対象製品の修理を依頼された際、故障等の内容が再現しない場合、またはサービスの対象外の原因による故障等であることが判明した場合

⑫ 消耗部品（フェルト等）交換、及び、これに起因する場合

⑬ 対象製品の機能及び使用に影響の無いと判断される損害（日焼け、外観等）である場合

⑭ 対象製品の付属品（マウスピース、リード、リガチャー、キャップ、楽器ストラップ、ケース、ケースカバー等を含む）等

⑮ 対象製品に同梱されていない製品の故障や相性に起因した故障等である場合

２．前項各号に定めるもののほか、次の各号に掲げる損害等は、本サービス適用期間内でも、「ロングランサポート」及び「物損保証サポート」の対象とはなりません。

(1) メーカー指定外品の取付け部にかかる損害

(2) 改造された製品（製品の一部を改造した場合は、当該改造部分）

(3) 故障等ではない製品固有の音色または音質の変化

(4) 対象製品の故障等に起因して、他財物に生じた故障、損傷、不具合、対象製品その他の財物が使用できなかったことによって生じた損害、身体に生じた損害(傷害に起因する死亡及び精神的、経済的損失を含みます)

(5) 購入者付加品（ラベル、シール、サイン、塗装、刻印等）にかかる損害

第１２条　遵守義務

お客様が本規約の定めに反し、本サービスを提供することに対し損害を与えたと当社が判断した場合、本サービス適用期間内であってもサービスの提供を受けられない場合があるものとします。

第１３条　見解相違の場合

故障等の認定について、当社とお客様等の間で見解の相違が生じた場合、当社は中立的な第三者の意見を求めることができます。

第１４条　その他提供範囲・負担等

１．本サービスは、日本国内において新品として販売され、日本国内において使用されるヤマハ製の対象製品にのみ提供されます。

２．本サービスは、メーカー保証及び本規約に基づき為される修理・メンテナンス等に対してのみ提供されるものであり、それ以外の損害を補償するものではありません。

３．　お客様は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器及びインターネット、電話回線その他の通信サービス等を自己の責任と負担において準備し、本サービスを利用するものとします。本サービスを利用するために発生したお客様の通話料及び通信料等の費用は、お客様自身の負担とし、当社は一切負担しません。

第１５条　変更の届出

１．お客様は、住所・氏名・電子メールアドレス・電話番号等に変更があったときは、速やかに YM メンバーズのサイト上に掲載する所定の手続に従い、届け出るものとします。届け出がない場合、本サービスをご利用いただけないことがあります。

２．前項に定める届け出を怠り本サービスをご利用いただけないことによってお客様に生じる損害について、当社は一切の責任を負いません。

第１６条　反社会的勢力の排除

１．次の各号の一に該当する者は、本サービスへの加入及び本サービスの利用の一切をすることができません。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体の役員・従業員・構成員、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」と総称する）に属する者

(2) 反社会的勢力を利用し、またはこれに関わりがある者

２．前項各号の一に該当することを秘して本サービスに加入またはこれを利用し、これにより当社に損害が生じたときは、当該損害の全てを賠償いただきます。

第１７条　個人情報の取扱い

当社は、本サービスにおいて取得するお客様の個人情報を、「『ヤマハミュジックメンバーズ』プライバシーポリシー」に従って適切に取り扱います。

第１８条　規約の変更

１．当社は、次の各号の一に該当する場合には、当社の裁量により、本規約の内容を変更することができます。

(1) 本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が、契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

２．前項に基づき本規約を変更するときは、変更後の本規約の効力が生じる前に、相当の告知期間を設け、本規約を変更する旨、ならびに変更後の本規約の内容及び効力発生日を、本サービスの WEB ページへの掲載その他適宜の方法でお知らせします。

３．お客様が当該変更後の本規約の効力発生日以降に本サービスを利用したときは、当該変更後の本規約に同意したものとみなします。

４．前二項の定めにかかわらず、2020 年 9 月 1 日から同年 12 月 31 日の間に対象製品をご購入のうえ所定の期間内に本サービスへの加入申込手続きを完了したお客様への「本サービス適用期間」については、当該お申込当時の規約の定めに従います。

第１９条　準拠法

本規約の準拠法は、日本法とします。

第２０条　専属的合意管轄

本規約及び本サービスにかかる紛争について訴訟が提起される場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（全 20 条）

※本サービスの詳細はヤマハミュージックメンバーズサイト「ヤマハ管楽器安心アフターサポート」WEB ページにてご確認いただけます。

2020 年 10 月 8 日　制定／2023 年 3 月 14 日　最終改定

YAMAHA